

令和2年度 第4回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和2年7月9日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午後3時30分				閉会時刻	午後5時30分			
出席委員	1番	田中圭子	2番	山田大地	3番	永原忠雄	4番	岡本高士	
	5番	森木節幸	6番	伊井野孝一	7番	志水賢一	8番	盛田敬一	
	9番	石田嘉男	10番	浅井裕	推進委員	淵見龍彦	推進委員	山本昭子	
欠席委員									
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 農業委員会憲章の唱和 4 議事録署名委員の決定 5 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 合意解約申出について 報告第3号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について 6 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第3号 非農地証明申請について 7 その他								
委員会出席者	竹本事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	3番	永原忠雄	4番	岡本高士					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和2年度第4回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。							

2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)
3. 農業委員会憲章の 唱和	会 長	農業委員会憲章の唱和を行います。
	全 員	(唱和)
4. 議事録署名委員の 決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、3番の永原委員と4番の岡本委員でお願いします。
5. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和2年6月10日から7月8日までの行事等についてです。まず6月10日ですが、第3回農業委員会定例会を開催しました。22日には、令和2年度第1回の農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。6月1日は、鳥取県農業会議第96回通常総会が鳥取市で開催されました。30日は、八頭事務所管内農業担当課長会議が智頭町で開催されました。そしてこの1ヶ月間で、合意解約申出書を1件、利用権設定等申出書を6件、非農地証明申請書を1件、公共事業の施行に伴う附帯施設に係る農地転用報告書を3件、農地法第3条の規定による許可申請書を1件、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を1件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、合意解約申出についてです。

届出に係る農地は、大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,402㎡です。賃貸人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、賃借人は同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。解約の理由は高齢化による規模縮小のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡し日はいずれも令和2年6月9日となっております。なお、この農地につきましては、今回の利用権設定等申出の付議事項に係る農地です。

会 長 担当委員から、何か報告はありますか。

志水委員 これは、利用権設定等申出の付議事項に係る案件ですので、そのときに報告します。

会 長 報告第3号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。

1件目の届出に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は932㎡です。請負業者は鳥取市の有限会社徳吉建設となっております。事業名は吉川川外災害復旧工事、転用目的は工事中道路及び資材等の置き場、転用期間は令和2年6月15日から令和3年1月4日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

2件目の届出に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は95㎡です。請負業者は鳥取市の有限会社徳吉建設となっております。事業名は吉川川外災害復旧工事、転用目的は工事中道路及び資材等の置き場、転用期間は令和2年6月15日から令和3年1月4日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

3件目の届出に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は98㎡です。請負業者は鳥取市の有限会社徳吉建設となっております。事業名は吉川川外災害復旧工事、転用目的は工事中道路及び資材等の置き場、転用期間は令和2年6月15日から令和3年1月4日

6. 付議事項

までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

志水委員 工事名に吉川川という名前が付いていますが、工事をする所は屋堂羅川ですよね。なぜ吉川川という名前が付く工事名なのか。例えば、7月梅雨前線豪雨による災害復旧というような名前を付けるならわかりますが、吉川川は関係ありません。

職務代理 工事名の号数の中に入っているのではないですか。

事務局 職務代理さんがおっしゃるように、災害復旧工事名にあります号数の中に、吉川川と屋堂羅川の分を一括で入れていると思われます。

伊井野委員 土地貸借契約書には、吉川川河川災害復旧工事・屋堂羅工区とあります。

志水委員 なぜそういう分け方をしたのかということを知りたいです。

会 長 そういうことに注意したうえで、受付をお願いします。

会 長 付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第1号、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請農地は大字湊見の田2筆で、2筆の合計面積は2,398㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字湊見の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字巻米の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料

無償での使用貸借です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 私の担当区域ですので、事前調査をしました。去年までは、貸付人が作っておられましたが、旦那さんが亡くなり、これからは作れないということで、借受人に作ってもらうということになったそうです。貸付人は、農地の位置と番地が整理できていなかったことがありまして、よく確認してもらわないといけませんという話をしました。
この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 2件目の申請農地は大字岸野の田2筆で、2筆の合計面積は1,689㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字岸野の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字岸野の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理 これまでもずっと作っておられます。地目が田ですけども、実際はえごまを作られています。道路沿いを作っておられるということで確かめたところ、話が合いました。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委員 (異議等なし)

会長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 3件目の申請農地は大字吉川の田1筆と畑1筆で、2筆の合計面積は439.61㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域外、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

4件目の申請農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は940㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

5件目の申請農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,402㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

6件目の申請農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は652㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会長 これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

志水委員 4件とも借受人が〇〇〇〇です。まずは3件目です。貸付人ですが、高齢で作れないからお願いしたということでした。現場を見ましたところ、一般作物が植えてあり、きちんと管理がしてあり

ました。借受人宅の隣の農地を借りるということで、問題ないと見ました。4件目のと5件目の農地、ここらは農地パトロールをしたときは荒れていました。以前に、災害復旧をした農地を耕して、豆を植えられたということがありました。今回の農地、前の賃借人が合意解約して返されました。以前、農地パトロールをしたときは休んでいましたが、今回、借受人が作られるということで、4件目の農地は大豆が植えてありましたし、5件目の農地は水稻が植えてありました。きっちり管理がしてあり、借受人が頑張ってくださっています。問題なのは5件目で、圃場整備田ですが、山の陰になるような部分がありまして、この部分は作られていません。畦が新しく作られてあり、調整田という格好で減反になっていましたし、将来的に見ても、この部分は作られる見通しがないですが、指導は必要かと思えます。5件目の貸付人には、農業をする意向はないです。6件目です。県道沿いでして、ここも農地パトロールをしたときは作られていませんでした。6件目の貸付人自身が年をとって作れないということで、借受人に頼られました。借受人の所有農地が隣にあるということで声がかかったとのこと。現場を見ましたところ、畦草が刈ってあり、水稻が植えられて管理がしてありますので、問題ないと思えます。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。
この陰の部分を農地から省くことはできないのですか。

事務局

もし省くとしたら、まず部分分筆をするほうがいいです。あるいは、作らない部分を減反という格好にします。

志水委員

今はそういう扱いですね。雑草が生えたままですので、農業委員会としてどう処理すべきかという問題があります。畦の形から見ても、作られる見込みはありません。

事務局

ちなみに、農地の面積は畦も含まれます。

志水委員

調整田でいいと思いますが、雑草が大きく生えているでしょう。刈ってあげればいいのですが。

志水委員 借受人に対する通知には、そこの部分の草刈り、手入れをするようにと書くといいです。

会 長 そういう条件を付けて、決定してよろしいですか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは、条件付きで申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 7件目の申請農地は大字大野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,709㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員 現場見に行きましたけど、既に水稻が植えられて管理されていますので、大丈夫と思います。隣の農地も貸付人の所有名義ですけれども、今回は貸さないとのことでした。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

1件目の申請農地は大字湯原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は838㎡、権利種別は第3条による有償移転、内容は所有権移転です。譲渡人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、譲受人は同じく若桜町大字湯原の〇〇〇〇となっております。備考としまして、令和2年8月10日売買契約予定、令和2年9月30日農地引き渡し予定とあります。これは、農地法第3条第2項に該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

会長 私の担当区域ですので、事前調査をしました。譲渡人は耕作できないということで、これまでも作ってもらっています。今回、所有権移転をしたいと思ったところ、譲受人に買ってもらえるということで、1反あたり〇〇〇〇円です。対価のことを聞いてみたですけれども、宅地の周辺の売買等のやりとりがあるそうです。譲渡人の家のあたりに、譲受人名義の土地があるらしく、そこらのやりとりをしているそうです。本人同士が了解をしていけばいいという話をしたところですが、どちらにしても、譲受人がこれから作っていくということですので、特に問題ないと判断しました。

この件について、質問、意見等はありませんか。

委員 (異議等なし)

会長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局 2件目の申請農地は大字高野の田4筆で、4筆の合計面積は3,358㎡です。農振区分は4筆とも農用地区域内、権利種別は第3条による有償移転、内容は所有権移転です。譲渡人は兵庫県加西市の〇〇〇〇、譲受人は若桜町大字高野の〇〇〇〇となっております。備考としまして、20数年間、小作契約していた農地の所有権移転をするとあります。これも、農地法第3条第2項に該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

山田委員 この案件は問題がありまして、譲受人には長男がおられますけれども、長男から反対を受けました。何が問題かという点、譲受人は〇〇歳で、あと10年できるかわからず、その後は長男に権利がくるわけですが、農地を買ってまでは要らないと言われてまして、長男から譲渡人にも言うので、保留にしてほしいということです。

志水委員 問題は、譲受人が買うと言っているけれども、長男が要らないと言って、話が合わないことです。農業委員会として、譲受人が買うことについては特に問題はなく、それは家族内の問題です。

山田委員 実際に農地を管理しているのは、草刈りも含めて長男です。

志水委員 そもそも、なぜこういう話になったのですか。

山田委員 譲渡人は、若桜町にはいらっしゃらないです。土地を手放したいのではないかと思います。

会 長 耕作はされていますか。

山田委員 今年も作られています。

会 長 農業委員会としては、譲受人が買うこと自体は問題ないです。その問題については、家族で話し合うことです。

淵見推進委員 農地を荒らさずに管理してくれるのならいいですが、逆に荒らしてしまえば問題になります。そのあたりの話し合いが上手にできていれば許可できますが。

志水委員 今回は保留としましょう。

山田委員

相続人が、もう耕作しないということになれば、荒れてしまいます。

会 長

農業委員会としては、保留とします。親族での話し合いをきちっとしてもらおうということになります。農地をしっかりと管理していただきたいので、その内容の聞き取りを再度することになります。

議案第3号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、非農地証明交付申請の承認についてです。

申請に係る農地は、大字三倉字中野、字西裏、字佛ノ元、字西河内、字坂ノ下、字上開地の農地13筆、合計面積は1,169.54㎡です。地目ですが、字中野から字坂ノ下までは登記簿が畑・現況が山林でして、字上開地は登記簿が田・現況が雑種地です。農振区分はすべて農用地区域外、都市計画区分はすべて区域外です。所有者は共有でして、1人目が鳥取市の〇〇〇〇、2人目が鳥取市の〇〇〇〇です。非農地の事由としましては、字上開地については昭和39年頃に新しく家を移築と同時に庭として利用しているというもので、字中野から字坂ノ下までは昭和45年頃に植樹し、現在は山林となっているというものです。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

現況は荒れています。先日、現地に立ち会ったのは三倉字上開地の1筆でした。字西河内等の山林化した所について、昭和39年頃、ある人が三倉の門所に移られました。そのときに植樹されて、今は山林に変わっていると解釈しています。非農地証明の後に、どうされるか聞かれましたか。

事務局

非農地証明後の意向は聞きませんでした。

盛田委員

地目を変更するだけでしたら問題ないです。現状に合わせて地目変更すればいいですが、字上開地の宅地はどうされるのですか。所有者の2人が娘さんで、跡継ぎがこの2人しかおられません。

7. その他

会 長 ですから、あの2人がどういった話をされたか聞こうとしましたが、連絡がとれませんでした。

盛田委員 会 長 非農地証明をして、所有権を移すのでしょうか。

志水委員 盛田委員 頻繁に三倉に来られます。自治会長さんも、この案件については知っています。ただ、細かいことは聞けませんでした。地目変更をするということは、その後に何かあると思います。

盛田委員 志水委員 そこまで突っ込む必要はないし、20年以上経ったわけですから、非農地証明で問題ありません。ただ、問題なのは、家を建てたり庭にする場合です。本来ならば、その当時にきちんとした手続きとったうえで、宅地にするというやり方がよかったです。もう20年以上経って、条件は整っていますので、非農地証明申請をされ、農業委員会が現場を見たら、承認するしかありません。

盛田委員 会 長 所有者に動きがありましたらよろしく頼みますという一言くらいは自治会長さんにしておくべきです。そうすれば、集落の皆さんもわかってくださいます。

事務局 会 長 わかりました。

会 長 ほか意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員 会 長 (異議等なし)

会 長 会 長 それでは、申請どおり決定します。

会 長 会 長 その他の事項です。

●新農地利用最適化推進委員について協議した結果、茗荷主吉さんと山本昭子さんの2名を推薦。
●農業委員会の全国農業新聞の購読について協議。購読中止の手続きは事務局で行う。

会 長

以上で、令和2年度第4回の定例会を終了します。